

香芝市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月6日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

総務部（収税課）

第4 監査の実施期間

令和7年9月30日から令和7年10月27日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 各税の徴収率の劇的な向上は困難を伴うものであると思料するものの、税収は本市の貴重な自主財源であることを鑑み、他市町村の事例等を検討・協議するとともに、悪質な滞納者に対しては断固たる姿勢により対応することを明言し実行するなど、税の公平負担を徹底されたい。